

国自旅第 1 4 4 号

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

各地方運輸局長  
沖繩総合事務局長

殿

自動車交通局長

## 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 5 1 条の 1 5 の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

## 記

## 1. 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。

市町村運営有償運送のうち専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の 1 / 2 を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

## 2. 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

## (1) 対価の範囲

過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

## ① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

## ② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ. の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範

圏内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ニ. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

ホ. 過疎地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からニ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

(注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. ニ. の考え方を適用することができる。

(注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

## ② 対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタク

- シー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。
- 二、 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

- (4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

#### 附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

国自旅第 1 4 5 号

平成 1 8 年 9 月 1 5 日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

### 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 4 0 号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

また、本通達では、上記の趣旨を踏まえ、運営協議会の設置を促進する等の観点から別添 1 のとおり「有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」を呈示することとしたので、運営協議会の運用の参考にされたい。

自家用有償旅客運送においては、各々の地域において、福祉輸送サービス及び過疎地における輸送サービスが適切な役割分担のもと健全に発展していくことが重要であり、運営協議会における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。

## 運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

### 1. 運営協議会の目的

運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

### 2. 運営協議会の設置及び運営

(1) 運営協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）を単位として設置するものとする。

ただし、地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げない。都道府県単位で運営協議会を設置しようとする場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法等は運営協議会に準ずるものとする。

(2) 運営協議会は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村が合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び関係市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村及び都道府県の協議により決定するなど、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。

(3) 運営協議会の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、運営協議会の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、運営協議会の要綱に定めることによつて、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び運営協議会委員の任期を定めることができるものとする。

(4) 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。

(5) 運営協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(6) 運営協議会は、必要と認める場合には、運営協議会の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）を審査し、幹事会において審査した事項に関して運営協議会に報告するものとする。

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の（１）～（５）に掲げる事項について、それぞれ各号

に掲げる事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。協議に当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

#### (1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者又は交通空白地における住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、以下に掲げる事項に十分留意しつつ、地域の関係者からなる運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

##### ①福祉有償運送について

当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

- (イ) 当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- (ロ) 当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- (ハ) 福祉タクシー券の利用状況
- (ニ) NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- (ホ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

##### ②過疎地有償運送について

NPO等による過疎地有償運送の必要性が認められる場合は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において、バス、タクシー等による輸送サービスの供給量が、地域住民の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合、その他の地域においては、これに類する地

域として当該地域におけるタクシー等の営業所が存しない場合、タクシー等の営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、実質的にタクシー等によっては当該地域の住民に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況にあると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定されるが、この場合も①と同様、地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

- (イ) 当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる住民の数
- (ロ) 当該地方公共団体の区域におけるバス・タクシーによる輸送の状況
- (ハ) 当該地方公共団体の区域におけるNPO等による輸送サービスの提供状況
- (ニ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

## (2) 運送の区域

運送の区域は、運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

なお、過疎地有償運送の場合にあつては、当該市区町村の交通空白等の状況から、運営協議会の合意に基づき、運送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、運送の区域を見直す場合は、再度、運営協議会の合意を要するものとする。

## (3) 旅客から収受する対価

NPO等が実施する自家用有償旅客運送において、旅客から収受しようとする対価が、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」平成18年9月15日付け、国自旅第144号）の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

## (4) 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲が、有償運送の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとなっていること。

### ①福祉有償運送の場合

イ) 運送しようとする旅客（付添人を除く。）が、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者であることを要する。

このため、申請者に対しては、当該会員（会員となる予定の者を含む。以下同じ。）の障害等の態様を記載した書類の提出を求め、施行規則第49条第3号ハ及びニに規定する者が運送を利用する会員となっている場合には、運営協議会において、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）。

ロ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、運営協議会でその必要性が認められた場合にあつては、透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の当該会員の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができる。運営協議会は、複数乗車を認めることとした場合においては、当該会員から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて協議しなければならない。また、運送する旅客の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請者に対して輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

### ②過疎地有償運送の場合

運送しようとする旅客が、施行規則第49条第2号及び関係通達（「過疎地有償運送の申請に対する処理方針」、平成18年9月15日付け、国自旅第142号）に規定する、当該地域の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者であつて、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者及びその同伴者であることを要するものとする。

申請者に対しては、会員の名簿の提出を求めるものとする。

### (5) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。

- ①自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
- ②運転者に求められる要件
- ③損害賠償措置
- ④運行管理の体制
- ⑤整備管理の体制
- ⑥事故時の連絡体制
- ⑦苦情処理体制
- ⑧その他必要な事項

#### 4. 運営協議会の構成員

- (1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により、地域の実情により構成員に上記以外の者を加えることができる。
- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行い得るよう、施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。

#### 5. 運営協議会の合意

##### (1) 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

##### (2) 運営協議会で協議が調った場合の措置

運営協議会は、下記(3)①から③までに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

##### (3) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

- ① 当該地域の輸送状況等から、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること
- ② 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること
- ③ 法第79条の7第1項に規定する変更登録を行う場合には、その必要性があること
- ④ 法第79条の8第2項に規定する基準に基づく旅客から收受する対価(変更しようとする場合も同様)

(4) 運営協議会の合意を解除する場合

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

6. 登録実施後における主宰者の役割

主宰者は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

主宰者が都道府県である場合は、当該都道府県及び関係市町村のそれぞれに連絡窓口を整備するものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先: Tel. ××××-×××-××××

FAX ××××-×××-××××

担 当: ○○、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は各地域の運輸支局等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長又は運輸支局長から、運営協議会で協議した自家用有償旅客運送者

に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱 (モデル要綱)

制定 平成 年 月 日

(目的)

第1条 〇〇市運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉又は過疎地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- ① 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- ② 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- ① 〇〇市長又はその指名する職員
- ② 〇〇市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ③ 〇〇市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- ④ 〇〇地方運輸局長若しくは〇〇運輸支局長又はその指名する職員
- ⑤ 関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ⑥ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ⑦ 〇〇市において現に(過疎地又は福祉)有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、〇〇〇とする。
- 5 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保

し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 7 協議会の庶務は、〇〇市〇〇〇〇部において処理する。
- 8 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：Tel. ××××-××××-××××

FAX ××××-××××-××××

担 当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)

第5条 協議会の委員（幹事会の委員）は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

- 第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

- 第〇条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。
  - 3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

国自旅第169号  
平成18年9月25日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて

業務の範囲を福祉輸送サービス（下記I. 1. (2)に定める福祉輸送自動車を使用し、下記I. 1. (1)に定める要介護者等を輸送するサービスをいう。以下同じ。）に限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可（以下「福祉限定許可」という。）については、これまで「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日付け国自旅第241号。以下「241号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、福祉輸送サービスについて一層の利用者の利便の向上を図る観点から、最近の輸送実態を踏まえサービスの対象範囲を拡大するとともに、引き続き、弾力的な審査を行った上で処理することとし、今後の福祉限定許可等の取扱いを下記のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下「各局等」という。）においては、所要の公示の改正等、必要な手続を速やかに行うこととされたい。

また、「241号通達」は廃止する。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

## 記

### I. 福祉限定許可の取扱い

#### 1. 福祉限定許可の対象となる福祉輸送サービスの範囲

##### (1) 福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、以下の①～⑤に掲げる者（以下「要介護者等」という。）及びその付添人とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であつて、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(2) 福祉輸送サービスに使用する事業用自動車

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車（以下「福祉輸送自動車」という。）

は、以下の①・②に掲げる自動車とする。

- ① 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）による改正後の道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車（車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。以下「福祉自動車」という。）
- ② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあつては、2.（2）に規定する要件を満たした者が乗務する自動車

2. 福祉輸送自動車に乗務する運転者等

(1) 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車に乗務する者は、以下の①～⑤のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。

- ① 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修（以下「ケア輸送サービス従事者研修」という。）を修了していること。
- ② 財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。
- ③ 介護福祉士の資格を有していること。
- ④ 訪問介護員の資格を有していること。
- ⑤ サービス介助士の資格を有していること。

(2) 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車以外のセダン型等の一般車両に乗務する者は、以下の①～④のいずれかの要件を満たさなければならない。

- ① ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。
- ② 介護福祉士の資格を有していること。
- ③ 訪問介護員の資格を有していること。
- ④ 居宅介護従業者の資格を有していること。

3. 福祉限定許可の申請に対する処理方針

福祉限定許可の申請があつた場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日付け国自旅第72号）の別紙1（12）①の規定に基づき、以下の（1）～（3）については、それぞれに定める処理方針によるものとする。なお、以下の（1）～（3）以外の基準についても、地域の実情に応じて、弾力的な取扱いを行うことができることとするが、その際には事前に本省に相談されたい。

(1) 営業区域

原則として、都道府県（北海道は運輸支局の管轄区域、沖縄県は島しょ）単位とする。

(2) 最低車両数

1両

(3) 標準処理期間

2ヵ月

4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

(1) 輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の①～⑤に掲げる者及びその付添人に限る。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であつて、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

(2) 輸送に使用する事業用自動車は、以下に掲げるものに限る。

- ① 道路運送法施行規則第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車
- ② 以下の（イ）～（ニ）のいずれかの要件を満たした者が乗務する福祉自動車以外のセダン型等の一般車両
  - （イ）ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。
  - （ロ）介護福祉士の資格を有していること。
  - （ハ）訪問介護員の資格を有していること。
  - （ニ）居宅介護従業者の資格を有していること。

(3) 運送の引受けを営業所において行う輸送に限る。

(4) 輸送に使用する事業用自動車には、（別記1）による表示を行うこと。

5. 既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が新たに福祉輸送サービスを行おうとする場合の取扱い

既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が、新たに福祉輸送自動車を配置して、福祉輸送サービスを行おうとする場合の事業計画変更の取扱いについては、別紙に掲げる増車する福祉輸送自動車を配置する位置及び増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに係る営業区域の別ごとに、それぞれ別紙に定める必要な手続きを行わせるものとし、3. の定めるところに準じて審査等を行うものとする。

なお、当該福祉輸送自動車には、（別記2）による表示を行わせるものとする。

## 6. 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可

「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について（平成18年9月25日付け国自旅第170号）」に定めるところによるものとする。

## II. 訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可

訪問介護事業所又は居宅介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る法第78条第3号の規定に基づく許可については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 許可申請手続は、当該契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）から別紙様式1の自家用自動車有償運送許可申請書を管轄の運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長を含む。）あて提出させることにより、一括代理申請させるものとする。

2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙様式1に記載する添付書類を添付させるとともに、有償運送許可申請者ごとの次の（1）及び（2）の書類を添付させるものとする。

（1）法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面（宣誓書）：別紙「様式4」

（2）運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面（宣誓書）：別紙「様式5」

### 3. 許可基準

上記1.の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

（1）契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けた自家用自動車（以下「契約自家用自動車」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

① 運行管理を行う体制が整備されていること。

② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。

③ 運行管理者の選任が適切であること。

契約事業者は、事業用自動車及び契約自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。

④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。

⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。

⑥ 車両についての整備管理体制が整備されていること。

⑦ 苦情の処理体制が整備されていること。

（2）介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サー

ピス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

- (3) 訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
  - ② 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- (4) 契約自家用自動車は、乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）であること。
- (5) 契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。
- (6) 契約自家用自動車には、（別記3）による表示を行うこと。
- (7) 契約自家用自動車内には、旅客から收受する運賃及び料金を掲示すること。
- (8) 訪問介護員等が法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しないものであること。
- (9) 契約事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10) (9)の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用自動車による有償運送であることを告知するものであること。

#### 4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2) 運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。
- (3) 契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。

(4) (1) 又は (2) の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

#### 5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、2年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)～(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合

当該事由が発生した日

(2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合  
当該処分の日

(3) 契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合  
当該指定が取り消された日

(4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合  
当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契約自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

#### 6. 当該許可の取扱いにおける留意点

(1) 当該有償運送に係る運送契約関係は、あくまでも利用者と契約事業者との間で締結することから、運送責任は、契約事業者が負うものであること。

(2) 当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。

(3) 当該有償運送許可に係る区域は、契約事業者の営業区域を超えるものではないこと。

#### 7. 契約自家用自動車数の報告

契約自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づき毎年5月31日までに地方運輸局長等に報告する輸送実績報告書の事業概況欄(事業用自動車数を記載する欄)に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車数を括弧書きで記入させること。

#### 附則

1. 本通達は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2. 既に241号通達I.の規定に基づき、患者等輸送事業許可を受けている者は、本通達I.の福祉限定許可を受けた者とみなす。この場合において、本通達I. 1.～4.の規定を適用するものとする。

3. 既に241号通達Ⅲ.の規定に基づき、有償運送の許可を受けた訪問介護事業所の訪問介護員等については、本通達Ⅱ.の有償運送の許可を受けたものとみなす。この場合においては、本通達Ⅱ.3.(2)～(8)、同Ⅱ.4.及び同Ⅱ.5.の規定を適用するものとする。また、契約事業者については、本通達Ⅱ.3.(1)、(9)及び(10)の規定を適用するものとする。
4. 既に241号通達Ⅲ.の規定に基づき、許可を受けた有償運送に係る対価については、当該対価が変更されるまでの間は、本通達Ⅱ.6.(2)の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
5. 契約事業者が運行管理者を選任する場合にあつては、本通達Ⅱ.3.(1)③の規定の適用については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条第2項に定めるところによる。
6. 本通達については、介護保険制度等の見直しを踏まえ必要に応じ見直しを行うこととする。

(別記1)

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 事業者の氏名、名称又は記号
2. 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

(別記2)

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 事業者の氏名、名称又は記号
2. 「福祉輸送車両」の文字
3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

(別記3)

道路運送法第78条第3号の規定に基づく有償運送の許可を受けた自家用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 氏名、名称又は記号

2. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字

3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自家用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

## 一般タクシー事業者が新たに福祉輸送サービスを行う場合に必要手続き

増車する福祉輸送自動車を配置する位置		増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに係る営業区域	必要な手続き	備考
一般タクシーの既認可営業区域内	既認可営業所	一般タクシーの既認可営業区域と同一	増車に係る事業計画変更の事前届出[注1]	—
		都道府県単位まで拡大	営業区域の拡大に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注2]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。
	新設する営業所	一般タクシーの営業区域と同一	営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注3]	—
		都道府県単位	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。
一般タクシーの既認可営業区域外		—	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。

[注1] 当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を伴う場合には、当該自動車車庫の収容能力の増加と併せて認可が必要。

[注2] 当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を伴う場合には、当該自動車車庫の収容能力の増加に係る事業計画変更の認可も必要。

[注3] 自動車車庫の新設に係る事業計画変更の認可も必要。

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿  
(沖縄総合事務局陸運事務所長)

〇〇〇他 名申請代理人  
住 所  
契約事業者の氏名又は名称  
代表者名

印

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名及び住所  
別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり
2. 運送需要者
3. 運送しようとする人の数  
1ヶ月約 〇〇人
4. 運送しようとする期日又は期間  
許可の日から2年間
5. 運送しようとする区域  
〇〇市(〇〇町、〇〇村)
6. 有償運送を必要とする理由

## 申請書の添付書類

- ① 自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」）
- ② 使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式3」）
- ③ 旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理の体制及び運行管理の指揮命令系統を記載した書面
- ④ 旅客自動車運送事業者において定める事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面
- ⑤ 旅客自動車運送事業者において定める事故時の処理及び責任体制等を記載した書面
- ⑥ 旅客自動車運送事業者において定める車両についての整備管理体制等を記載した書面
- ⑦ 旅客自動車運送事業者において定める利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面
- ⑧ 旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面
- ⑨ 旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）
- ⑩ 道路交通法に規定する第2種運転免許を保有していない場合には、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習の修了を証した書面（写し）又は修了する具体的な計画を記載した書面（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- ⑪ 訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写）



## 使用車両の明細を記載した書面

自動車登録番号	車名	型式	年式	定員	種類	備考

(注) 自動車の種類欄は次の記載例によること。

(記載例)

- ・普通自動車
- ・普通自動車 (回転シート等)
- ・特種自動車 (リフト付等)
- ・軽自動車
- ・軽自動車 (回転シート等)
- ・軽特種自動車 (リフト付等)

〇〇運輸支局長 殿

現住所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : 大正・昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

## 宣 誓 書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

〇〇運輸支局長 殿

現住所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

## 宣 誓 書

1. 私は、現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

国自旅第 170 号  
平成 18 年 9 月 25 日

北海道運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 25 日付け国自旅第 169 号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 101 号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

東北運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

北陸信越運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

中部運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

近畿運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

中国運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号

平成18年9月25日

四国運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

九州運輸局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第170号  
平成18年9月25日

沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

I. 福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

国自旅第171号  
平成18年9月25日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務について

今般の道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正により、旅客自動車運送事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の許可を受けた自家用自動車についても、運行の管理を行わなければならないこととされたところである。これを受け、訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員等に係る当該許可に際しては、別添に示すところにより指導することとされたい。

訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務

訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。）は、有償運送の許可を受けた自家用自動車の運行の管理に当たっては、次の点に留意し、安全運行の確保に努めてください。

- 1 運転者の休憩、睡眠又は仮眠のために必要な施設を適切に管理してください。
- 2 運転者の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがある運転者に有償運送の許可を受けた自家用自動車（以下「許可自動車」という。）の運転をさせないでください。
- 3 許可自動車に乗務しようとする運転者に対し、対面（運用上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、許可自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに点呼を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録を1年間保存してください。
- 4 許可自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存してください。
  - (1) 運転者の氏名
  - (2) 乗務した許可自動車の自動車登録番号その他の当該許可自動車を識別できる表示
  - (3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
  - (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故（6（7）において「事故」という。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
- 5 許可自動車の運行において事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該許可自動車の運行を管理する営業所に3年間保存してください。
  - (1) 乗務員の氏名
  - (2) 乗務した許可自動車の自動車登録番号その他の当該許可自動車を識別できる表示
  - (3) 事故の発生日時
  - (4) 事故の発生場所
  - (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
  - (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
  - (7) 事故の原因
  - (8) 再発防止対策
- 6 有償運送の許可自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した乗務員台帳を作成し、当該運転者の属する営業所に備え置いてください。
  - (1) 作成番号及び作成年月日
  - (2) 有償運送に係る契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）の氏名又は名称
  - (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
  - (4) 運転者として契約した年月日
  - (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
    - ①運転免許証の番号及び有効期限
    - ②運転免許の年月日及び種類
    - ③運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

(6) 道路交通法に規定する第2種運転免許を有していない場合は、次のいずれかの事項（計画がある場合を含む。）

①道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）

第51条の16第1項第1号に規定する講習の受講

②施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件の具備

③社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修の受講

(7) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要

(8) 運転者の健康状態

(9) 8の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

7 許可自動車に運転者が乗務するときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた乗務員証を携帯させてください。

(1) 作成番号及び作成年月日

(2) 有償運送に係る契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

(3) 運転者の氏名

(4) 運転免許証の有効期限

8 許可自動車の運転者に対して、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。）を踏まえ、主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導、監督を行ってください。また、指導監督指針を踏まえ、次に掲げる運転者に対して、許可自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運省令第44号）第38条第2項に規定する適性診断を受けさせてください。

(1) 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

(2) 運転者として新たに契約した者

(3) 高齢者（65才以上の者をいう。）

平成 18 年 9 月 29 日

各地方運輸局自動車交通部長

沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局旅客課長

## 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

今般、道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）が成立し、市町村、ボランティア団体等が行う自家用有償旅客運送について、新たに登録制とされたところであるが、参議院国土交通委員会において「NPO 等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す」旨の附帯決議が付されたところである。このため、本附帯決議の趣旨を踏まえ、標記についての考え方を整理したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。

## 記

## 1. 道路運送法上の登録又は許可を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 78 条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けべきことが定められている。

個々具体的な行為が、有償の運送として、登録や許可（法第 78 条第 3 号の許可、法第 79 条の登録、行為の態様によっては、法第 4 条第 1 項又は法第 43 条第 1 項の許可。以下「登録等」という。）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

## (1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた

場合は、通常は有償とは観念されず、登録等は不要である。実際には以下のような事例がありうるものと考えられる。

○ 運送が偶発的に行われた場合であって、運送の終了後、運送を行った者に対し意図していない金銭等の支払いが利用者から自発的に行われた場合。(例えば、家事援助等のサービス後、たまたま用務先が同一方向にあり懇願されて同乗させたなどの場合で、利用者の自発的な気持ちから金銭の支払いが行われたとき)

○ 偶発的でない運送であっても、個々の運送自体は無償で行われており、日頃の感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いが行われた場合。(例えば、過疎地等において、交通手段を持たない高齢者を週に1回程度近所の者が買い物等に連れていくことに対して、日頃の感謝等から金銭の支払いが行われた場合)

⇒ 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の收受が行われる場合には、少額の金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償の「対価」となり登録等を要することとなる。ただし、(3)の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。

⇒ 利用者が会費を支払う場合は、会の運営全般に要する経費として收受されている限りにおいては、対価とは解されない。ただし、会費の全部又は一部によって運送サービスの提供に必要なコストが負担される等、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められ、運送に対する反対給付の関係が特定される場合は、会費と称して対価の收受が行われているものと考えられるため、有償とみなされ登録等を要することとなる。

⇒ このほかに、「協賛金」、「保険料」、「カンパ」など、運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭であっても、それらの收受が運送行為に対する反対給付であるとの関係が認められる場合にあっては、それらが如何なる名称を有するものであっても有償とみなされる。

(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

サービスの提供を受けた者からの支払いの手段が、例えば野菜など金銭的な価値の換算や流通が困難な物である場合、一部の地域通貨のように換金性がない場合などは、通常、支払いが任意であるか、又はそもそも財産的な価値の給付が行われていないと認められることが多い。実際には以下のような事例がありうるものと考えられる。

○ 日頃の移送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合は有償とはみなさない。

⇒ ただし、流通性、換金性が高い財産的価値を有する、商品券、図書券、ビール券等の金券、貴金属類、金貨、絵画、希少価値を有する物品等にあつては、これらの收受は有償とみなされ登録等を要することとなる。

○ 地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合であつて、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分を支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアなサービスの提供を行う場合。

- ⇒ サービスの交換にとどまる場合については原則として登録等は不要であるが、点数の預託がない者に対して寄付金を求め、或いは、有料で点数チケットを購入してもらうなどの場合においては、登録等が必要となるケースがある。
- ⇒ 地域通貨といっても、エコマネー、タイムダラー、時間通貨など様々な名称があり、その種類、サービスの対象範囲等の内容もまちまちであることから、実際の地域通貨の対象となるサービスの内容、流通の範囲、交換できる財・サービスの内容等に応じ、無償となる場合、有償とみなす場合が存在することとなる。交換可能なものの範囲に広く財物が含まれる場合は、当該地域通貨が実質的に金銭の支払いと同等の効果を有し、登録等を要することとなる可能性が高い。

(3) 当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録等は要しないと解される(ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金のみがこれに該当するものと考えられる。人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しない。)。具体的には、次のような事例がありうるものと考えられる。

- 地域の助け合い等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要したガソリン代、道路使用料、駐車場代に限定されている場合。  
(有料道路使用料、駐車場代にあつては、使用しない場合には徴収することができないものとして取り扱われることを要するものとする。)

(4) 市町村が公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など

- 市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。
- デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であつて、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあつては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法の対象とならない。送迎加算を受けて行う場合も同様である。
  - ⇒ ただし、利用者個々から運賃を求める場合、送迎の利用者と利用しない者との間に施設が提供する役務又はサービスに差を設けるなど、送迎に係るコストが実質的に利用者の負担に帰すとみなされる場合には、送迎が独立した1つの

事業とみなされることとなり、登録等が必要となる。

- ⇒ 病院や養護学校、授産施設等から委託を受けて当該施設までの運送を行う場合であって、運送に伴う経費の全額を委託者又は第三者が負担して、利用者からは負担を求めないとしても、委託者との間で一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業契約による運送が行われていることとなり、当該事業許可又は登録等を要することとなる。
- ⇒ 利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護保険給付が適用される場合）については、有償に該当し、登録等を要することとなる。
- 子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない。
  - ⇒ ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、提供するサービスの中に運送が含まれており、運送に対する反対給付が特定される場合には、有償に該当し登録等を要することとなる。
- 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはならない。
  - ⇒ 自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはならない。したがって、運転者に報酬が支払われたとしても、運送の対価とはみなさない。

ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲の如何によっては、自動車運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合があり、この場合には関係法令が適用されることとなる。

## 2. 運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制について

地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じるとともに、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することのないよう十分配慮して適切に対応されたい。

なお、上記に示した事例は、あくまでも例示に過ぎないので、不明な場合は、その都度本省に照会されたい。



事務連絡  
平成18年9月29日

各都道府県交通担当部長 殿

各 

都道府県
指定都市
中核都市

 障害保健福祉・高齢者保健福祉担当部（局）長 殿

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

各都道府県特定非営利活動法人担当部長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
厚生労働省老健局振興課長

#### NPO等による福祉有償運送等に係る運営協議会の設置及び運営の円滑化について

標記については、「福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について」（平成16年3月24日付け事務連絡）により、必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO法人等との相談に応じるなど、運営協議会の設置手続きが円滑に進められるよう格別のご配慮をお願いするとともに、市町村やNPO法人等からの相談を受け付ける担当部署をあらかじめ明らかにし、周知するなどのご配慮をお願いしていたところです。

今般、道路運送法（昭和26年法律第183号）が改正され、本年10月1日からNPO等による福祉有償運送等については、同法第79条に基づき国土交通大臣の登録の対象とされることとなりました。当該登録の申請に当たっては、市町村又は都道府県が主宰する運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するためにNPO等による有償運送の必要性について地域の関係者間で協議が調うことが必要となります。

つきましては、本年10月1日以降も引き続き、運営協議会の設置及び運営が円滑に進められるよう、運営協議会の設置・運営について必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO法人等との相談に応じるなど、当該手続きが円滑に進められるよう格段のご配慮をお願いするとともに、市町村やNPO法人等からの相談を受け付ける担当部署をあらかじめ明らかにし、周知するなどのご配慮をお願いいたします。

また、各都道府県等において、本件について、運輸支局等からの連絡先となる窓口を決めて頂き、ご連絡頂くようお願いしていたところではありますが、窓口の変更があ

った場合又はまだ窓口についてご連絡頂いていない場合には、可能な限り早期に下記までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室

電話：03-5253-8111（内線 41263）

03-5253-8573（夜間直通）

FAX：03-5253-1636